

外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程
(平成十五年十一月十二日会規第六十三号)

改正 平成一九年 三月 一日
同 二七年一二月 四日
令和 三年 三月 五日
同 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第二十八条の二の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第五十五条第一項において準用する弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第一項及び第三項の規定による営利業務の届出並びに同条第二項及び第四項の営利業務従事外国法事務弁護士名簿に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 外国法事務弁護士は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に定める事項を記載した営利業務従事届出書を所属弁護士会に提出しなければならない。

- 1 -

一 自ら営利を目的とする業務を営もうとするとき 商号及び当該業務の内容

二 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下「取締役等」という。)又は使用人になろうとするとき その業務を営む者の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所のある場所又は住所及び業務の内容並びに取締役等になろうとするときはその役職名

(添付書類等)

第三条 前条第二号の規定による届出をする外国法事務弁護士は、営利を目的とする業務を営む者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所属弁護士会は、その会規又は規則で定めるところにより、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第八条第一項に規定する情報提供契約により当該法人の登記情報の送信を受けて確認する方法をもって登記事項証明書の添付を要しないものとすることができる。

(変更等の届出)

- 2 -

第四条 第二条の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更に係る事項を所属弁護士会に書面で届け出なければならぬ。届出に係る業務を廃止し、又は取締役等若しくは使用人でなくなったときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(営利業務従事外国法事務弁護士名簿)

第五条 弁護士会は、第二条及び前条の規定による届出に係る事項を記載した営利業務従事外国法事務弁護士名簿を備え置く。

2 営利業務従事外国法事務弁護士名簿は、公衆の縦覧に供する。

3 前項の縦覧の時間及び場所は、弁護士会の指定するところによる。

(弁護士会の通知)

第六条 弁護士会は、第二条及び第四条の規定による届出があったときは、速やかに、届出があった旨及び届出に係る事項を日本弁護士連合会に通知しなければならない。

(弁護士会の調査権等)

- 3 -

第七条 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士が第二条又は第四条の規定による届出を怠った場合にあつてはその届出を、虚偽の届出をした場合にあつてはその訂正を、当該外国法事務弁護士に勧告することができる。

2 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士がこの規程に違反すると疑うに足りる相当の理由があるときは、第二条に規定する事項に関し、当該外国法事務弁護士に報告を求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた外国法事務弁護士は、速やかに、所属弁護士会に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成十六年三月一日から施行する。

附則

(平成一九年三月一日会規第八十号弁護士法及び商業登記法の改正並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第三条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附則 (平成二六年一二月五日会規第一〇一号(平

成二七年一二月四日一部改正)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

- 4 -

弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条、

第二条、第四条、第五条、第七条改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年三月五日改正）

第三条の見出し及び同条第二項（新設）の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）